

介護職員等処遇改善加算について

当事業所では、職員の処遇改善や人材確保を通じて、安定したサービス提供体制を維持するため、介護保険制度に基づく「介護職員等処遇改善加算」を算定しております。

<この制度の目的>

介護職員等の安定的な処遇改善を図ることを目的としています。具体的には、給与や手当の引き上げ、職場環境の整備、業務効率化の推進などを通じて、人材確保や定着を支援する制度です。これにより病院看護師との賃金格差や 24 時間対応の負担、人員不足による疲弊などの課題に対応します

<介護職員等処遇改善加算運用の詳細>

適用開始時期:2026 年 6 月 1 日～

対象:介護保険で訪問看護サービスを受けている方が対象です。

対象職種:訪問看護ステーションに従事するすべての職種に対して賃金改善とします。

算定要件 :加算算定法的基準要件を満たしております。

<介護職員等処遇改善加算算定の詳細>

算定する加算:介護職員等処遇改善加算

算定方法:1 か月あたりの総単位数(各個人の 1 か月総単位数)に、加算率 1.8%を乗じて算出いたします。

介護職員等処遇改善加算として定められた額を諸定額に加算します。

令和 8 年 6 月 1 日

うさぎ訪問看護ステーション